

## 西宮市 P T A 活動功労者表彰要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、子供の幸福と健全な人間形成をはかるため、P T A 活動に参画し、その発展に努めた西宮市 P T A 協議会理事(以下「理事」という。)又は、西宮市 P T A 協議会役員(以下「役員」という。)を西宮市教育長(以下「教育長」という。)が表彰し多年の努力を顕彰することにより、P T A 活動の活性化に寄与することを目的とする。

### (表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

( 1 ) 理事又は、役員として、通算 3 年以上在職した者。

( 2 ) 前号に定めるもののほか、教育長が特に認める者。

§ 本件の表彰は、同一人に対しては、一度限りとする。

### (表彰の方法)

第 3 条 表彰は、感謝状の授与により行う。

§ 表彰には、記念品を添えることができる。

### (表彰の時期)

第 4 条 表彰は、毎年、通常西宮市 P T A 協議会新旧理事会において行うことを原則とする。

### (施行の細則)

第 5 条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。